

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第29号

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（平成20年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特別工業地区	(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 図書館、博物館その他これらに類するもの
--------	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。